

2020年6月29日

国内旅客運送約款の改正について

平素より、スカイマークをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、改正民法の施行等に伴い、2020年7月1日より、国内旅客運送約款を改正いたします。

(1) 発効日

令和2年7月1日

(2) 主な変更点について

- 本年4月1日の改正民法施行に伴い、約款等の変更時における告知方法および掲載場所について明記。(第3条 約款等の変更)

【変更前】

会社の運送約款およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

【変更後】

会社は、この運送約款又はこれに基づく規定を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページへの掲示等の適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとします。

- 「航空機内における安全阻害行為等の防止のための運用等に関するガイドライン」の一部改正に伴い、「喫煙」の範囲を明記。(第14条 運送の拒否及び制限)

【変更前】

(ヌ) 機内で喫煙する場合。

【変更後】

(ヌ) 機内で喫煙する場合 (喫煙には、紙巻たばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する場合があります。)

- その他運送約款の見直しに伴い、以下の条項を改定いたします。
- ・ 国際運送約款との整合を図るため、手荷物の損害に関する申告期間を延長。(第45条 手荷物に係る賠償請求期間)

【変更前】

2. 受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客のものの損害に関する通知受取った手荷物またはものについては、その受取の日から3日以内に、引渡しが無い場合は、受取る筈であった日から14日以内に、それぞれ文書によりしなければなりません。

【変更後】

2. 受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物の損害に関する通知は、受け取った手荷物又は物については、その受取りの日から **7日以内**に、引渡しが無い場合は、受け取るはずであった日から **21日以内**に、それぞれ文書によりしなければなりません。

- ・ 改正割賦販売法に基づき、予約情報と紐づけされたクレジットカードでの手続き等を終了するため、該当の文言を削除。(第1条 定義「認証コード」)

【変更前】

「認証コード」とは、電子航空券を有することを証することができる照会番号及び予約番号、決済に使用されたクレジットカードその他の会社が別に定めるものをいいます。

【変更後】

「認証コード」とは、航空券を有することを証することができる 照会番号、予約番号 その他会社が別に定めるものをいいます。

※クレジットカード払いを選択されたお客様は、照会番号、予約番号又はチェックイン用バーコードのご提示等をお願いいたします。

国内旅客運送約款(全文)は、[国内旅客運送約款](#)ページよりご確認ください。
(2020年7月1日_午前11頃掲載予定)

以上